

岩手県告示第 42 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 291 条の 3 第 1 項の規定により、久慈広域連合から申請のあった久慈広域連合規約の変更を平成 20 年 1 月 10 日付けで許可した。

平成 20 年 1 月 25 日

岩手県知事 達 増 拓 也